

柚希礼音オフィシャルファンクラブ「TheREON」会員規約

第1条〈目的〉

柚希礼音オフィシャルファンクラブ「TheREON」(以下「当ファンクラブ」といいます。)は、柚希礼音(以下「アーティスト」といいます。)のファンによって構成され、様々な活動を通じてアーティストを応援することを目的としています。

第2条〈運営主体〉

当ファンクラブは、当ファンクラブ事務局(以下「当事務局」といいます。)が運営・管理しております。

第3条〈会員の定義〉

1. 会員規約(以下「本規約」といいます。)における会員とは、当事務局が別途定める方法にて入会申込みを行い、当事務局が入会を承認した方をいいます。
2. 会員は、入会申込みの時点で、本規約の内容を承認しているものとみなします。
 - (1) 入会の条件
 - a.入会の際に会員が申告するすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
 - b.法人ではなく個人であること。
 - c.同一個人で複数の会員登録をしていないこと。
 - d.過去(入会申込みをした時点を含む)に本規約の違反等により、入会承認の取消し又は退会処分を受けていないこと。
 - e.入会金・年会費を指定の期日までに指定の方法で当ファンクラブに入金すること。
 - f.当ファンクラブにて入手した又は入手しようとするチケット等を、第三者に転売した又は転売しようとしたことがないこと。
 - g.個人で楽しむ以外の目的で会員の地位や権利を利用しないこと。
 - (2) 入会の承認
 - a.本規約に同意し、所定の手続に従って会費を入金することによって、入会のお申込みがされたものとみなします。
 - b.当事務局は、入会申込者からの会費(入会金+年会費)の納付を確認した後、会員証等を申込者に発送します。この発送をもって入会の完了とします。
 - c.当事務局が会員とすることを不適当と判断した場合、会員として承認しないことがあります。
 - d.当事務局は、入会を承認した後であっても、入会の条件を満たしていないことが判明した場合、承認を取り消すことができるものとします。
 - e.16歳未満の会員がイベントなどに参加する際は、保護者の同伴を求める場合があります。

第4条〈会員の特典〉

(1) 会員特典の内容

- a. 会員証の発行(入会時のみ)
- b. グリーティングカードの発送
- c. アーティストが出演する公演・イベントの案内、チケット先行予約
ただし、公演によってはチケットの先行予約を行わない場合があります。
- d. 当事務局が主催するイベントの案内・参加募集
- e. オフィシャルウェブサイトの会員専用ページへのアクセス権
- f. メール配信サービス(登録者のみ)
- g. その他当事務局が定める特典

なお、上記特典は諸般の事情により事前の通知なく変更する場合があります。

(2) 会員特典の利用

会員は、当事務局が提供する会員特典(以下「サービス」といいます。)を利用するために必要な通信機器やソフトウェア、その他これらに付随して必要となるものを、自己の費用と責任において準備するものとします。また、その際に必要な手続は会員自身が行うものとします。設備不備により特典が利用できないことに関しては、当事務局は一切の責任を負いません。

第5条〈会員への通知〉

1. 当事務局から会員への通知は、メールや当事務局が運営・管理するサイトへの掲載、郵便など、適宜の方法で行います。
2. 当事務局からのメール配信は、会員自らが登録・変更をしたメールアドレス宛に配信します。メールアドレスの未登録・誤登録による不達について、当事務局は一切の責任を負いません。

第6条〈会費等〉

1. 入会金は1000円(税込)とし、新規ご入会される場合のみお支払いいただきます。
2. 年会費は6000円(税込)とし、指定期日までに1年分を前払いしていただきます。ただし、国外にお住まいの方は指定条件付きで年会費8000円(税込)とします。
3. 入金方法は当事務局が指定する方法にて行うものとします。

第7条〈会員資格の有効期間〉

1. 会員資格の有効期間は、会費を入金した日の属する月の翌月の1日から1年間とし(例:2015年6月20日に会費を入金した場合には2015年7月1日から2016年6月30日が有効期間)、1年ごとに年会費を追加入金することで会員資格を更新することができます。
2. 会員資格の更新を希望する会員は、指定日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金する(必着)ものとし、入金が確認され次第、有効期間が1年間延長されるものとします。

3. 会員が、有効期間の満了日後1ヶ月以内に次年度の年会費の入金手続を行った場合は、次年度の会員資格更新が認められるものとします。ただし、有効期間満了日後、会員資格更新手続が完了するまでの期間に、会員に発送された郵便物やメールは再送しないものとし、また会員はその間のオフィシャルウェブサイト会員限定ページへのアクセス権を失うものとします。
4. 有効期間満了日から1ヶ月経過しても会員資格の更新手続を行わなかった者が、後に再度入会する場合は、新規会員として扱われ、入会申込手続及び入会金の支払を行わなければなりません。

第8条〈会員証及び ID・パスワードについて〉

1. 当事務局は、入会手続を完了した会員に会員証と ID・パスワードを付与します。会員は、自己責任のもとこれらを管理・保管するものとし、管理不十分により発生した損害について、当事務局は一切の責任を負いません。
2. 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあった場合、速やかに当事務局へ連絡することとします。
3. 会員証を再発行する際は、手数料を当事務局が指定する方法で支払わなければなりません。
4. 会員証の提示を求められることがありますので、ご観劇、イベント参加などの際は会員証を必ず携帯してください。会員証の提示がない場合、イベント等に参加できないことがあります。
5. 会員証を他人に転売・貸与・譲渡することはできません。

第9条〈変更の届出〉

会員は、住所及び電話番号等、当事務局への申告内容に変更があった場合は、速やかに当事務局へ所定の方法で変更の届出をするものとします。変更届出が遅れたことによる郵便物やメールの不達、サービスが受けられないなどの不利益について、当事務局は一切その責任を負わないものとします。

第10条〈禁止事項〉

会員は、自ら又は第三者を通じて以下の行為をしてはならない。

- (1) 当ファンクラブを通じて入手したすべてのデータ、情報、文章、音、映像、画像、イラスト等(以下、総称して「データ等」といいます。)を、著作権法で定められた私的利用の範囲を超えて、複製、掲載、販売、出版、送信可能化等のために利用する行為(当ファンクラブより提供されるすべてのデータ等の著作権・著作隣接権・肖像権その他一切の権利は、当事務局またはアーティストもしくは原作者に帰属します。)
- (2) 当事務局から会員へ告知する情報を転載する行為、及び会員以外の第三者へ漏洩する行為。

- (3) アーティストを含む第三者の財産権、プライバシー権又は肖像権等を侵害、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) アーティストを含む第三者を誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損、又はそのおそれを生じさせる行為。
- (5) 会員としての資格に基づき有する権利、会員特典により得られたチケットの先行予約権、チケット及びグッズ等を第三者に転売、譲渡、貸与、及び名義変更する行為。
- (6) 架空名義の使用や他人の名義、住所及び電話番号等を借用する行為。
- (7) アーティスト又は当事務局に対する連絡や面会を強要する行為。
- (8) 当ファンクラブを利用した営利活動及びこれに準ずる行為。
- (9) 当ファンクラブの運営、会員及び当ファンクラブの関連企業の活動に支障を来たす行為。
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為、ファンとしての品位を欠く行為。
- (11) その他本条各号に準ずるものとして当事務局が不適切と判断する行為

第11条〈会員資格の喪失〉

1. 会員が当ファンクラブを退会する場合は、次のとおりとします。
 - (1) 会員は当ファンクラブからの退会を希望する場合、所定の方法にて当事務局に退会届を提出するものとします。
 - (2) 当ファンクラブは、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費及び当ファンクラブのサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。
 - (3) 会員は、会員特典による商品等の購入代金その他当ファンクラブのサービスの利用料等につき、退会の時点で支払義務が発生しているものについては、退会後においてもなお支払義務を免れないものとします。
2. 会員が本規約に違反した場合、当ファンクラブは事前に通知することなく会員を強制退会処分とすることができます。
この場合、入会金や年会費等は一切返還致しません。また、退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。

第12条〈サービス利用の一時停止〉

1. 当事務局は、第19条に定めるほか、以下のいずれかに該当する場合には、当該会員の了承を得ることなく、当該会員が受けるサービスの利用を停止することができるものとします。
 - (1) 電話、FAX、電子メール等により連絡が取れなかった場合
 - (2) 当事務局が一時停止を要すると合理的に判断した場合
2. 当事務局は、前項各号の措置をとったことにより会員に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第13条〈一時的なサービス提供の中断〉

1. 当事務局は、以下のいずれかの事由が生じた場合、会員に事前に通知することなく、一時的にサービスの一部を中断することができるものとします。
 - (1) システムの保守点検を行う場合
 - (2) 火災・停電等の非常事態によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (4) その他、当事務局が一時的な中断が必要と合理的に判断した場合
2. 当事務局は、サービス提供の遅延や中断等に起因して会員または第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第14条〈サービスの提供の中止〉

1. 当事務局は、第5条所定の通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 当事務局は、サービスの提供の中止に伴い会員及び第三者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条〈自己責任の原則〉

1. 会員は、会員がサービスを利用することに伴い、他の会員又は第三者より当事務局にお問い合わせ、及びクレーム等がなされた場合、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
2. 会員は、第三者の行為に対して要望や疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し直接その旨を通知するものとし、その結果について、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
3. 会員は、サービスの利用に伴い当事務局または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって賠償するものとします。
4. 当事務局は、サービスの利用に伴い会員に発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第16条〈規約違反等への対処〉

1. 当事務局は、会員が規約に違反したと判断した場合、または第三者から当事務局に対しクレームがなされ、対処を必要と判断した場合、当該会員に対して次のいずれか、又はこれらを組み合わせた措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 会員規約に違反する行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないよう要求すること
 - (2) 第三者との間でのクレーム等を解消するための協議を行うよう要求すること
2. 前項各号に定める措置がもたらす結果につき、当事務局は一切の責任を負わないものとします。

第17条〈会員資格の停止〉

1. 会員が次のいずれかに該当する場合は、当事務局は当該会員に事前に何ら通知又は催告することなく、サービス利用の一時停止又は退会処分を行うことができるものとします。
 - (1) 他の会員、アーティスト及び当事務局を誹謗中傷する行為をした場合
 - (2) 他の会員、アーティスト、当事務局、及びその他第三者の財産権、著作権及びプライバシー権などの権利を侵害した場合、又は侵害するおそれのある場合
 - (3) 他の会員、アーティスト、当事務局、及びその他第三者の名誉を傷つけた場合
 - (4) 法令違反を犯した場合
 - (5) 本サービスを犯罪と思われることや犯罪に結びつくことに使用した場合
 - (6) アーティスト、当ファンクラブ、及び本サービスを営利目的に使用した場合や選挙運動、宗教政治活動、及び性風俗活動などに利用した場合
 - (7) コンピューターウイルスや有害なプログラムを侵入させた場合
 - (8) 架空名義や重複・虚偽の内容での登録が判明した場合
 - (9) 会員証、ID・パスワードを第三者に譲渡、転売した場合
 - (10) 会員として有する権利又は得た権利を、第三者に譲渡、許諾、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供する等の行為をした場合
 - (11) 前条第1項の措置によっても問題が改善されない場合
 - (12) その他、サービスの利用において悪質な不正行為及び違反行為を行ったと判断した場合
2. 前項に基づいてサービス利用の一時停止又は退会処分がなされた場合であっても、既に納付された会費は、その理由のいかんを問わず、返金されません。
3. 本条第1項各号に定める行為により、当事務局が損害を被った場合、当事務局は当該会員のサービス利用の一時停止又は退会処分の有無にかかわらず、当該会員に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第18条〈免責条項〉

アーティスト及びその所属事務所は、次の各号に掲げる場合、当ファンクラブのサービスに関して会員に生じた損害についていかなる責任も負わないものとします。

- (1) 当ファンクラブは、アーティストの疾病や事故、法令、行政指導、監督官庁の指導、天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可効力によりサービスを提供することができない場合には、サービス提供に関する責任を負いません。
- (2) 当ファンクラブは、アーティストが所属事務所を変更したとき、又は当ファンクラブとアーティスト所属事務所との契約が終了した時は、サービス提供に関する責任を負いません。
- (3) 当ファンクラブの責に帰さない事由により運営責任を果たせない事態が発生した場合、当ファンクラブはサービス提供に関する責任を負いません。

- (4) 当ファンクラブは、会員に起因する事由によるサービス利用の障害について責任を負いません。
- (5) 当ファンクラブは、会員がサービスの利用を通じて得た情報、資料等の内容に起因する損害に関しても責任を負いません。
- (6) 申込期限のあるお知らせに関する申込みの権利は、期限の経過によって当然に消失します。なお、受付締切後のお問い合わせは、お受けできません。
- (7) 公演日が指定されたチケットなどの郵便物を、指定された住所に発送したにもかかわらず不在等の理由で受け取らないまま公演日を過ぎた場合は、すべて無効となり、代金の返還はいたしません。
- (8) 当ファンクラブは、会員個人のネットワーク利用環境により生じる可能性のある会員間のサービス利用の満足度の差について責任を負いません。
- (9) 当ファンクラブは、金融機関による振替手続の不備や事故等に関して責任を負いません。
- (10) 当ファンクラブが取り次ぐ公演やイベントでの座席等についての苦情は一切お受け出来ません。

第19条〈個人情報保護〉

1. 会員の個人情報を、第三者に対して開示することは致しません。但し、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
 - (1) 会員の同意がある場合
 - (2) 当事務局と秘密保持契約を締結している特定の第三者に対して、当事務局が特定の目的のために開示する必要がある場合
 - (3) 会員個人を識別できない状態に加工した場合
 - (4) 法令等により開示を求められた場合

第20条〈紛争の解決について〉

1. 当ファンクラブに関連して生じたすべての紛争、係争、トラブルは、日本法に準拠し対処するものとします。
2. 当ファンクラブの運営に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、当ファンクラブと会員との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
3. 前項の協議によっても解決されず、裁判上の紛争にまで発展した場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条〈会員規約の変更等〉

本規約は、いつでも当ファンクラブにより制定改廃を含む規約・サービスの変更を行うことができます。変更事項は当サイトに記載して告知します。

附則本規約は2015年6月1日に制定され、同年6月15日以降実施されます。